

議第 110 号 呉市保健福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部改正（平成 28 年法律第 47 号による改正）により，条例で定めるところにより社会福祉に関する事項を調査審議するための審議会等である呉市保健福祉審議会において，精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができるとされたことに伴い，所要の規定の整備をするものです。

2 施行期日

公布の日

3 新旧対照表

現行	改正案
<p>（調査審議事項）</p> <p>第 1 条の 2 審議会は，社会福祉法第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する事項のほか，次に掲げる事項の調査審議を行うものとする。</p> <p>（1）社会福祉法第 12 条第 1 項に規定する児童福祉_____に関する事項</p> <p>（2）～（4）（略）</p>	<p>（調査審議事項）</p> <p>第 1 条の 2 審議会は，社会福祉法第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する事項のほか，次に掲げる事項の調査審議を行うものとする。</p> <p>（1）社会福祉法第 12 条第 1 項に規定する児童福祉<u>及び精神障害者福祉</u>に関する事項</p> <p>（2）～（4）（略）</p>